

メニュー		事業要件等
区分	細目	
番号		<p>事業実施に要する次の経費            ①報償費，②旅費，③需用費，④役員費，⑤使用料及び賃借料，⑥委託料，⑦備品購入費，⑧負担金</p> <p>3 補助対象外経費            上記1②のみの事業実施は補助対象外とする。            なお，補助対象事業について，法定搭載義務のある漁船は補助対象外とする。</p> <p>4 その他留意事項            上記1③を実施する場合は，必ず上記1②を実施すること。</p>
35	漁港改良助成事業	<p>1 補助対象事業            市町管理漁港で国庫補助の対象とならない小規模な施設整備及び補修等を行う市町営事業に対し助成し，漁港施設及び漁港海岸保全施設の機能維持・充実に図る。</p> <p>2 補助対象経費内訳            市町管理漁港の施設整備及び補修に係る経費</p> <p>3 その他留意事項            採択基準            市町が管理する漁港区域内に係る施設で局部的な改良，補修工事に対し助成する。</p>
36	山の幸振興総合対策事業	<p>1 補助対象事業            特用林産物の安定的な生産や出荷流通体制を確立するために必要な基盤整備・施設整備及び特用林産物を活用した新たな商品の開発や新産品生産を行う事業</p> <p>① 基盤整備            ・栽培地造成・改良等            ・作業道開設・改良等</p> <p>② 生産・加工流通施設整備            ・生産機械施設整備            (チェンソー，ローダー等，冷暖機，コンテナ，各種シート，植菌機，殺菌釜，ミキサー，袋詰機，製炭窯，薪割機，作業用建物，ハウス，散水施設，その他必要性が認められる機械・施設)            ・加工流通機械施設整備            (包装機，選別機，保冷庫，乾燥機，スライサー，作業用建物，簡易直売施設，その他必要性が認められる機械・施設)</p> <p>③ 新規加工品開発            ④ パッケージデザイン開発            ⑤ 新商品の生産            ・資材費(原木・種菌等を除く)</p>

メニュー		事業要件等
番号	区 分 細 目	
		<p>⑥ 技術の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会、栽培・加工技術講習会等</li> </ul> <p>⑦ GAP 認証の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認証審査の受審</li> <li>・認証取得に係る環境整備（残留農薬等の分析、ICTシステム利用料、設備改修資材の導入等）</li> <li>・研修指導の受講</li> </ul> <p>2 補助対象経費内訳 補助対象事業の実施に要する経費</p>
37	小規模林道事業	<p>1 補助対象事業 国庫補助事業の採択対象とならない以下の事業とする。</p> <p>(1) 小規模な林道の新設</p> <p>(2) 既設林道の構造の一部改良又は舗装改良の主な例</p> <p>※ 局部的な勾配又は曲線の修正、橋りょう改良、幅員拡張、のり面保全、待避所・土場・排水施設・交通安全施設（標識・反射鏡・防護柵・照明等）の新設又は改築</p> <p>2 補助対象経費内訳 補助対象事業の実施に要する経費</p>
38	ふるさと緑の道整備事業	<p>1 補助対象事業 県が路線設定した「ふるさと緑の道」のうち、市町村において管理している遊歩道及び付帯施設の維持管理に必要な事業とする。</p> <p>2 補助対象経費内訳 補助対象事業の実施に要する経費</p>
39	みやぎ木のやなぎ空間確保対策事業	<p>1 補助対象事業 「公共施設等における内装等木質化モデル施工」や「木製品の導入」、「ブロック塀（危険箇所）の撤去と同時に実施するCLT（木）塀設置事業（市町村が実施主体を支援する補助事業（高上げ）を含む。）」とその普及活動であり、下記を満たす事業</p> <p>(1) 木材の特性を生かしたモデル施工としての工夫がなされているもの</p> <p>(2) 木材の良さ・地域材利用の意義等がアピールされ、波及効果が期待できるもの</p> <p>(3) 地域で生産されている品質の高い木材・製材品を使用するもの</p> <p>2 補助対象経費内訳 木質化モデル施工費及び施工後に行う当該施設等の普及活動に要する経費</p>